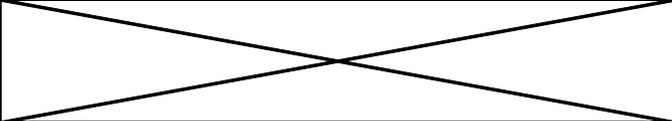


軽自動車税（種別割）の減免対象範囲

1、身体障がい者の方

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1・2・3・4級	特別項症、1・2・3・4項症
聴覚障害		2・3級	特別項症、1・2・3・4項症
平衡機能障害		3級	特別項症、1・2・3・4項症
音声機能障害		3級（喉頭摘出の場合のみ）	特別項症、1・2項症（喉頭摘出の場合のみ）
上肢不自由		1・2・3級	特別項症、1・2・3・4項症
下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	特別項症、1・2・3・4・5・6項症、 1・2・3款症
体幹不自由		1・2・3・5級	特別項症、1・2・3・4・5・6項症、 1・2・3款症
脳源性	上肢機能	1・2・3級	
	移動機能	1・2・3・4・5・6級	
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3級	特別項症、1・2・3項症
肝臓の機能障害		1・2・3級	特別項症、1・2・3項症
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1・2・3級	

2、知的障がい者の方…療育手帳「A・A1・A2」

3、精神障がい者の方…精神障害者保健福祉手帳「1級」